

下川町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年度～平成 38 年度



おいほ。
森林と人が輝く
しもかわ

下川町

目 次

I	公共施設等総合管理計画策定の目的	1
II	公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
III	本計画の対象となる公共施設等の範囲	2
第1章 公共施設等の現状及び将来見通し		3
1	公共施設（建築物）の状況	
2	インフラ系施設の状況	
3	公共施設等の将来の資産更新必要額	
4	人口減少が公共施設等の資産更新に与える影響	
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針		19
1	計画期間	
2	取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
3	下川町の公共施設等の課題	
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
5	フォローアップの実施方針（公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針）	
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針		23
1	公共施設（建築物）の管理に関する基本方針	
2	インフラ系施設の管理に関する基本方針	

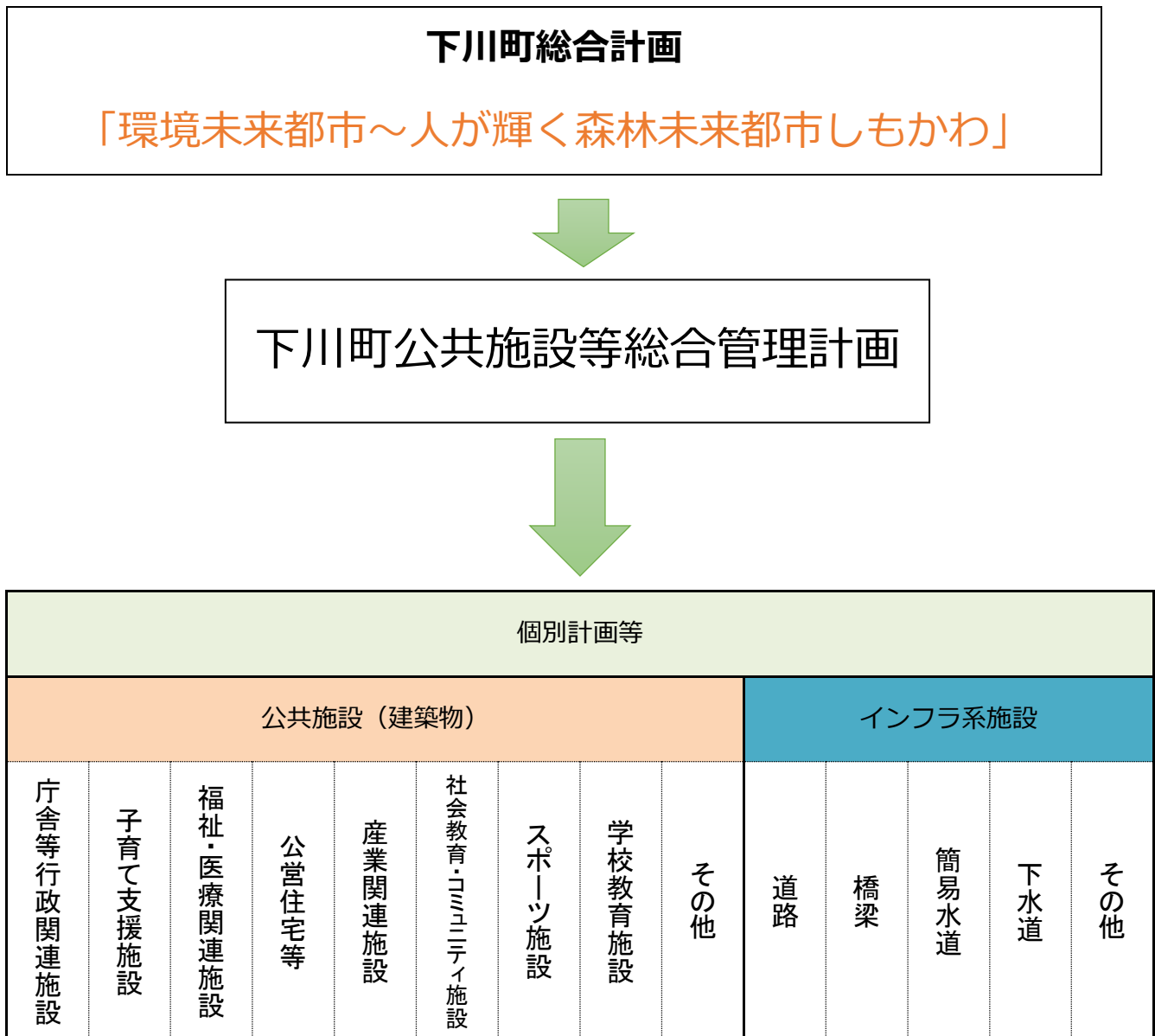
I 公共施設等総合管理計画策定の目的

これまで、拡大する行政需用や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定するものです。

II 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については下川町総合計画を上位計画と位置づけ、施設ごとの取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。



Ⅲ 本計画の対象となる公共施設等の範囲

下川町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、庁舎等行政関連施設、子育て支援施設、福祉・医療関連施設、公営住宅等、産業関連施設、社会教育・コミュニティ施設、スポーツ施設、学校教育施設、その他の 9 類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、簡易水道、下水道、その他の 5 類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	番号	分類	主な施設
公共施設（建築物）	1	庁舎等行政関連施設	庁舎、総合福祉センターなど
	2	子育て支援施設	幼児センター
	3	福祉・医療関連施設	特別養護老人ホームなど
	4	公営住宅等	公営住宅・町営住宅など
	5	産業関連施設	五味温泉、農産物加工研究所など
	6	社会教育・コミュニティ施設	公民館、公区会館など
	7	スポーツ施設	スキー場ロッジなど
	8	学校教育施設	小中学校など
	9	その他	公衆トイレなど
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	簡易水道	浄水場、ポンプ室、管渠など
	4	下水道	下水処理場、管渠など
	5	その他	公園、農業用排水路など

第 1 章 公共施設等の現状及び将来見通し

1 公共施設（建築物）の状況

（1）下川町の公共施設（建築物）の所有状況

平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日現在）の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約 10 万㎡、その内訳は、大きい順で公営住宅等が 31.6%、産業関連施設が 16.4%、次いで福祉・医療関連施設の 13.4%となっています。

また、人口一人当たりの延べ床面積を見ると、公共施設（建築物）で 28.1 ㎡となります。

なお、インフラ系施設の建築物を総計すると約 10.2 万㎡で人口一人当たりの延べ床面積で 29.0 ㎡となります。

■分類別の延べ床面積、割合、人口一人当たり面積

（単位：㎡）

番号	種類	面積	人口一人当たり 面積	割合
1	庁舎等行政関連施設	6,050.4	0.9	3.2%
2	子育て支援施設	1,036.5	0.3	1.1%
3	福祉・医療関連施設	12,832.7	3.6	13.3%
4	公営住宅等	30,582.0	8.6	31.6%
5	産業関連施設	15,849.6	4.5	16.4%
6	社会教育・コミュニティ施設	11,784.3	3.3	12.2%
7	スポーツ施設	6,694.8	1.9	6.9%
8	学校教育施設	10,751.2	3.0	11.1%
9	その他	4,057.2	1.1	4.2%
合計		99,638.7	28.1	100.0%
参考 1	上下水道	2,803.3	0.8	—
参考 2	公園	328.5	0.1	—
総計		102,770.6	29.0	—

※公有財産台帳、固定資産台帳より作成

※人口は平成 27 年国勢調査 3,547 人

(2) 公共施設老朽化の状況

① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築 30 年未満の公共施設は全体の 52.7%、築年数 30 年以上の公共施設は 47.3%となっています。

特に築年数 40 年以上経過した公共施設は全体の 15.4%を占めています。

■ 公共施設の建築経過年数別面積

(単位：㎡)

番号	種類	築 10 年未満	築 10 年以上 20 年未満	築 20 年以上 30 年未満	築 30 年以上 40 年未満	築 40 年以上	計
1	庁舎等行政関連施設	0.0	1,924.6	0.0	0.0	4,125.8	6,050.4
2	子育て支援施設	0.0	1,036.5	0.0	0.0	0.0	1,036.5
3	福祉・医療関連施設	3,464.9	3,295.5	799.7	3,696.3	1,576.3	12,832.7
4	公営住宅等	5,661.2	5,593.1	6,435.5	9,870.6	3,021.6	30,582.0
5	産業関連施設	2,633.1	6,622.7	3,222.7	2,833.9	537.2	15,849.6
6	社会教育・コミュニティ施設	267.0	364.9	3,562.8	5,985.1	1,604.5	11,784.3
7	スポーツ施設	0.0	469.8	4,860.6	1,364.4	0.0	6,694.8
8	学校教育施設	0.0	0.0	31.5	6,269.2	4,450.5	10,751.2
9	その他	0.0	1,013.0	1,269.1	1,775.1	0.0	4,057.2
計		12,026.2	20,320.1	20,181.9	31,794.6	15,315.9	99,638.7
割合		12.1%	20.4%	20.2%	31.9%	15.4%	100.0%

※公有財産台帳、固定資産台帳より作成。

② 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建設物の老朽化は一般に、「減価償却累計額／取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 188 億円です。内訳としては、上位順で公営住宅等が約 55 億円、産業関連施設が約 33 億円、福祉・医療関連施設が約 29 億円となっています。

減価償却累計額は約 117 億円、2015 年度期末の資産価値は約 71 億円となっており、62.3%の資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たり延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

(単位：年、千円)

区分	平均 経過 年数	①取得価額／再 調達価額	②H27 年度末 減価償却 累計額	H27 年度 期末帳簿価額 (①－②)	有形固定資産減価 償却率 (②÷①)
庁舎等行政関連施設	32.2	1,574,631	921,225	653,406	58.5%
子育て支援施設	11.0	345,765	76,068	269,697	22.0%
福祉・医療関連施設	22.0	2,884,135	1,158,111	1,726,024	40.2%
公営住宅等	26.8	5,479,726	4,009,043	1,470,682	73.2%
産業関連施設	16.7	3,310,360	1,496,634	1,813,726	45.2%
社会教育・ コミュニティ施設	31.8	2,187,032	1,595,913	591,119	73.0%
スポーツ施設	24.4	732,851	536,913	195,938	73.3%
学校教育施設	34.3	936,834	862,068	74,767	92.0%
その他	25.6	1,402,852	1,086,391	316,461	77.4%
合計	25.5	18,854,185	11,742,365	7,111,820	62.3%

(3) 資産分類別の施設の状況

①庁舎等行政関連施設

現在の本庁舎は 1974（昭和 49）年に建設され、既に 40 年以上経過しています。消防庁舎についても築 45 年を経過しています。

■主な施設

（単位：年、㎡）

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
下川町役場庁舎	1974	41	2,993.5	82.0%
下川町総合福祉センター	2001	14	1,924.6	28.0%
下川消防庁舎	1970	45	634.3	90.0%

②子育て支援施設

本町では、平成 18 年度から幼稚園を閉園し、認可保育所として子育て支援センターを併設した下川町幼児センター「こどものもり」を運営しています。

■主な施設

（単位：年、㎡）

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
幼児センター	2004	11	1,036.5	22.0%

③福祉・医療関連施設

本町の福祉・医療関連施設は、老人施設、障害者支援施設、医療施設に分類されます。

老人施設には、特別養護老人ホームあけぼの園、及び指定管理制度により社会福祉法人下川町社会福祉協議会が運営する共生型住まいの場ぬく森があります。

障害者支援施設としては、山びこ学園、医療施設には町立下川病院があります。町立下川病院は 2011（平成 23）年に改築を行っていますが、老人施設及び障害者施設の多くは、老朽化率が 50% 以上を超えています。

■主な施設

（単位：年、㎡）

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
特別養護老人ホーム「あけぼの園」	1982	33	1,609.7	72.6%
在宅介護支援センター（デイサービス）	1996	19	289.4	41.8%
生活支援ハウス	2002	13	1,458.4	28.6%
知的障害者更生施設「山びこ学園」	1985	30	1,093.4	66.0%
町立下川病院	1962	53	1,462.1	100.0%
町立下川病院（増築）	1976	39	764.5	85.8%
共生型住まいの場	2010	5	702.7	23.0%

④公営住宅等

公営住宅等には、公営住宅ほか町営住宅を含みます。これまで幸町町営住宅で 1948（昭和 23）年以降建設が進められ、既に 30 年以上の経過した住宅は公営住宅等の 42.2%となっています。

現在当町においては、平成 22 年度に策定した「公営住宅長寿命化計画」を基に平成 23 年度以降 10 カ年にわたり、施設更新等が行われています。

■主な施設

（単位：年、㎡）

番号	団地名称	最古取得年度	最新取得年度	最大稼動年数	面積
1	一の橋あかつき団地	1975	1975	40	796.5
2	元町団地	1977	1978	38	1,357.3
3	上名寄団地	1978	1978	37	239.0
4	旭町団地	1979	1982	36	2,396.2
5	元町あけぼの団地	1981	2009	34	2,779.9
6	錦町団地	1982	2012	33	1,912.4
7	中成団地	1982	1988	33	672.3
8	末広団地	1985	2004	30	4,465.4
9	やまびこ団地	1985	1986	30	268.9
10	中成みずほ団地	1989	1990	26	523.5
11	向陽団地	1991	1998	24	3,761.2
12	日昇団地	1994	2004	21	2,183.9
13	幸町町営住宅	1948	1972	67	452.0
14	南町町営住宅	1969	1979	46	1,799.8
15	西町町営住宅	1972	2011	43	1,431.9
16	上名寄町営住宅	1973	1978	42	235.7
17	錦町町営住宅	1974	1974	41	98.8
18	一の橋町営住宅	1982	1983	33	505.4
19	班溪町営住宅	1997	1997	18	119.1
20	共栄町町営住宅	1980	2010	35	613.8
21	一の橋集住化住宅	2013	2013	2	2,417.9

※上記は団地ごとに記載しています。取得年度にばらつきがあるため、個別の有形固定資産償却率は表示していません。

⑤産業関連施設

産業関連施設は、農業、林業関連施設が中心になっています。特に林業を中心としたまちづくりを進めてきた本町においては、産業関連施設はその根幹となっています。中でもバイオマスや熱供給システムに関わる施設建設を進め、環境に配慮したまちづくりを一層進めています。

一方で、産業関連施設全体の老朽化率は44.0%になっており、今後の大規模改修や施設の建て替えが必要な施設が増加する見込みです。

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
下川町地域間交流施設	2006	9	387.4	41.4%
下川21世紀環境共生型モデル住宅「エコハウス」	2009	6	249.3	27.6%
菌床椎茸栽培施設(菌床生産棟)	2013	2	144.0	5.4%
五味温泉	1981	34	634.6	91.8%
五味温泉 新館(H5)	1993	22	870.0	100.0%
五味温泉交流促進施設(H10)	1998	17	634.8	45.9%
企業貸付工場(西町)(S58)	1983	32	675.0	86.4%
農産物加工研究所	1982	33	763.2	100.0%
農村活性化センター「おうる」	1981	34	1,814.8	89.5%
木質原料製造施設	2009	6	428.4	19.8%
下川町林業総合センター	1993	22	348.5	92.4%

⑥社会教育・コミュニティ施設

社会教育・コミュニティ施設は、大きく以下の2つの施設に分けることができます。

- ①社会教育施設：下川町公民館、下川町民会館、ふるさと交流館 等
- ②公区会館：一の橋コミュニティセンター、りんどう会館 等

いずれの施設も町民の利用率が高いことから、これまで比較的多くの大規模修繕を行っております。

全体での老朽化率は72.6%となり、今後も大規模修繕や建て替えの検討が必要となってきます。

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
下川町公民館	1981	34	2,470.5	68.0%
下川町民会館	1966	49	1,207.2	100.0%
ふるさと交流館	1991	24	702.1	48.0%
郷土資料展示保存施設(旧一の橋小学校)	1980	35	1755.4	70.0%
一の橋コミュニティセンター	1993	22	455.5	100.0%
りんどう会館	1981	34	260.1	100.0%

⑦スポーツ施設

スポーツ関連施設は住民の利用ニーズが高く、これまでも比較的多くの修繕を行っております。全体の老朽化率は74.6%とやや高めです。

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
スキー場ロッジ	1987	28	198.0	75.6%
下川町スポーツセンター(改善センター)	1988	27	1,197.0	59.4%
桜ヶ丘アリーナ	1991	24	1,203.9	72.0%
B&G海洋センター	1989	26	165.5	70.2%

⑧学校教育施設

学校教育施設は小学校及び中学校で、ともに再編が終わり、いずれの施設も耐震工事が2010(平成22)年に完了しています。

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
下川中学校	1978	37	6,220.2	81.4%
下川小学校	1971	44	4,450.5	96.8%

2 インフラ施設の状況

(1) 道路

本町においては、これまでに町道延長を約 33 万メートル、面積にすると約 20 万㎡敷設してきました。舗装率はこのうち、52.6%となっています。

林道は平成 27 年度末で 10 路線、約 2 万 8 千メートルとなっています。

■町道の現況（平成 27 年度）

項目	数量	
総量（実延長/実効面積）	334,683m	1,967,656 ㎡
うち 1 級（幹線）町道（実延長/実効面積）	34,092m	228,155 ㎡
うち 2 級（幹線）町道（実延長/実効面積）	37,786m	310,610 ㎡
うちその他の町道（実延長/実効面積）	262,805m	1,428,891 ㎡

■林道の現況（平成 27 年度）

項目	数量
林道路線数（林業専用道を含む）	10 路線
林道実延長（林業専用道を含む）	27,923m

(2) 橋梁

橋梁は、92 橋、延べ約 1 万 2 千㎡建設しています。

そのうち、コンクリート橋が約 4 千㎡、鋼橋は約 8 千㎡となっています。

■全体状況（平成 27 年度）

項目	数量
橋数	92 橋
延べ面積	11,593 ㎡

■年度別構造別取得状況（単位：㎡）

取得年度	PC 橋	RC 橋	鋼橋	その他	計
1957～1980	1,968	622	4,722	0	7,312
1981～1990	819	133	1,774	28	2,754
1991～2000	573	49	905	0	1,527
2001～	0	0	0	0	0

※PC 橋：プレストレスト・コンクリート橋。あらかじめコンクリートに圧縮応力を作用させた材料を使用。

※RC 橋：鉄筋コンクリート橋。

※鋼橋：こうきょう。主要部材に鋼を利用

(3) 上下水道

上下水道事業概要は以下のとおりとなっています。

水道管はこれまでに約 65 km、下水道管は約 31 km敷設してきました。

施設の有形固定資産償却率は 55.4%となっています。

■簡易水道事業概要

項目		単位	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年比
計画給水人口		人	5,500	5,500	100.0%
区域内人口 A		人	3,383	3,465	97.6%
給水人口 B		人	3,115	3,190	97.6%
普及率 B/A		%	92.1%	92.1%	100.0%
配水量	年 間	m ³	472,915	472,942	100.0%
	一日平均	m ³	1,292	1,291	100.1%
	一日最大	m ³	1,607	1,555	103.3%

■下水道事業概要（平成 27 年度）

項目		単位	公共下水道
計画人口		人	2,900
行政区域人口 A		人	3,383
処理区域人口 B		人	2,650
水洗化人口 C		人	2,539
普及率 B/A		%	78.3%
水洗化率 C/B		%	95.8%
処理水量	年間 D	m ³	278,884
	一日平均	m ³	702
有収水量	年間 E	m ³	223,328
	一日平均	m ³	610
有収率 E/D		%	80.1%
下水道管敷設延長		km	31

■水道管渠の状況

項目	長 さ
管渠総延長	69,349m
うち導水管	4,273m
うち送水管	20m
うち配水管	65,056m

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	稼働年数	面積	有形固定資産償却率
下川浄水場	1969	46	597.58	100.0%
電磁流量計室	1982	33	6.25	89.1%
下川水道圧力ポンプ室	1982	33	6.25	89.1%
桑の沢配水池	1992	23	48.27	62.1%
桑の沢第1ポンプ室	1992	23	17.77	62.1%
桑の沢第2ポンプ室	1992	23	17.77	62.1%
一の橋簡易水道浄水場	1974	41	34.31	100.0%
一の橋簡易水道流量計室	1974	41	5.6	100.0%
下川浄化センター(新築)	1996	19	1,497.60	51.3%
下川浄化センター(増築)	2000	15	422.07	40.5%
合計			2653.47	55.4%

3 公共施設等の将来の資産更新必要額

(1) 建築物系施設の建築年度別の状況

現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年（1981年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

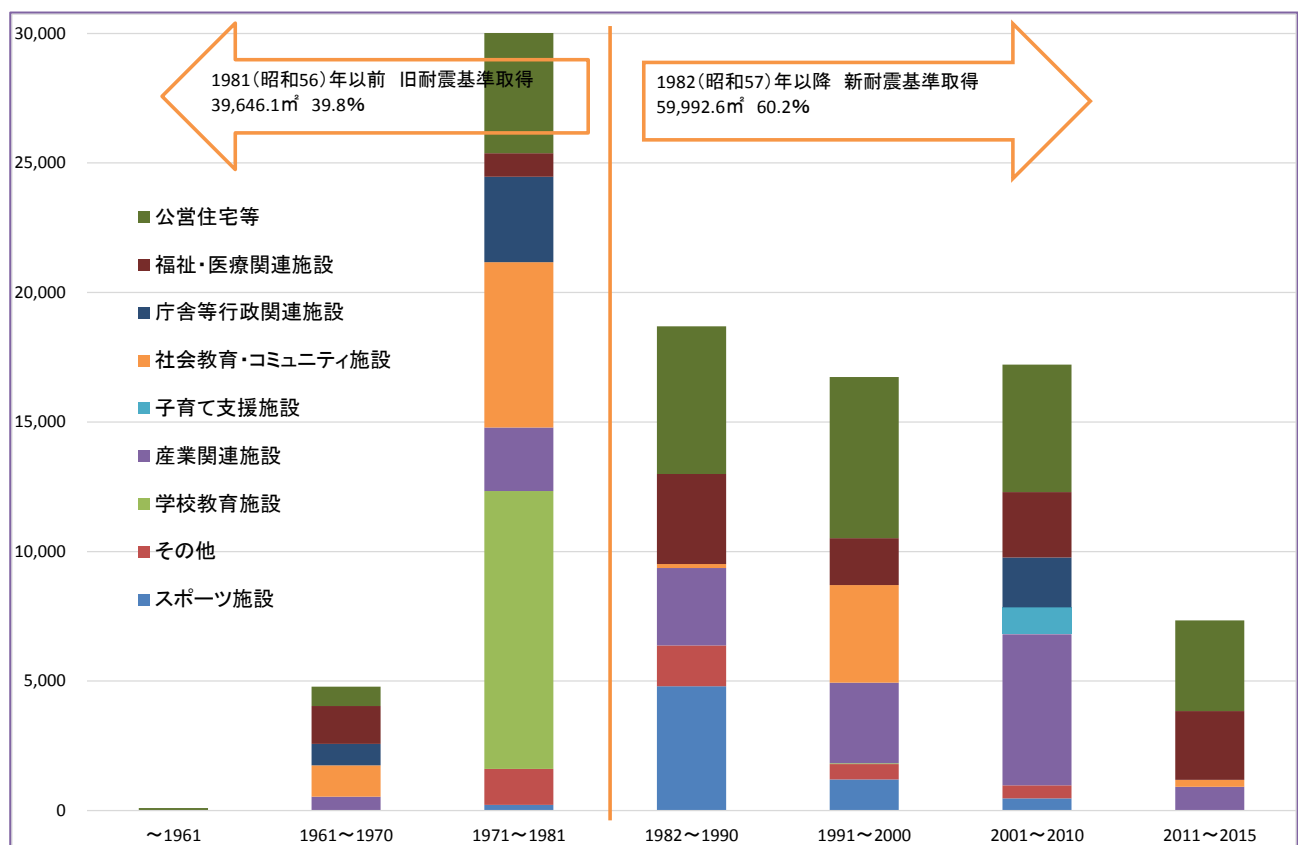
上記をひとつの基準とし、下川町における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

下川町においては、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、39.8%を占めています。つまり、約3分の1近くが旧耐震構造による建築物となっており、今後の対応を考える必要があります。

なお、下記のうち下川小学校・下川中学校は旧耐震基準取得となっていますが、耐震工事が終了しています。

■年度別・分類別建築延べ床面積

（単位：㎡）



(2) 公共施設等の将来の資産更新必要額

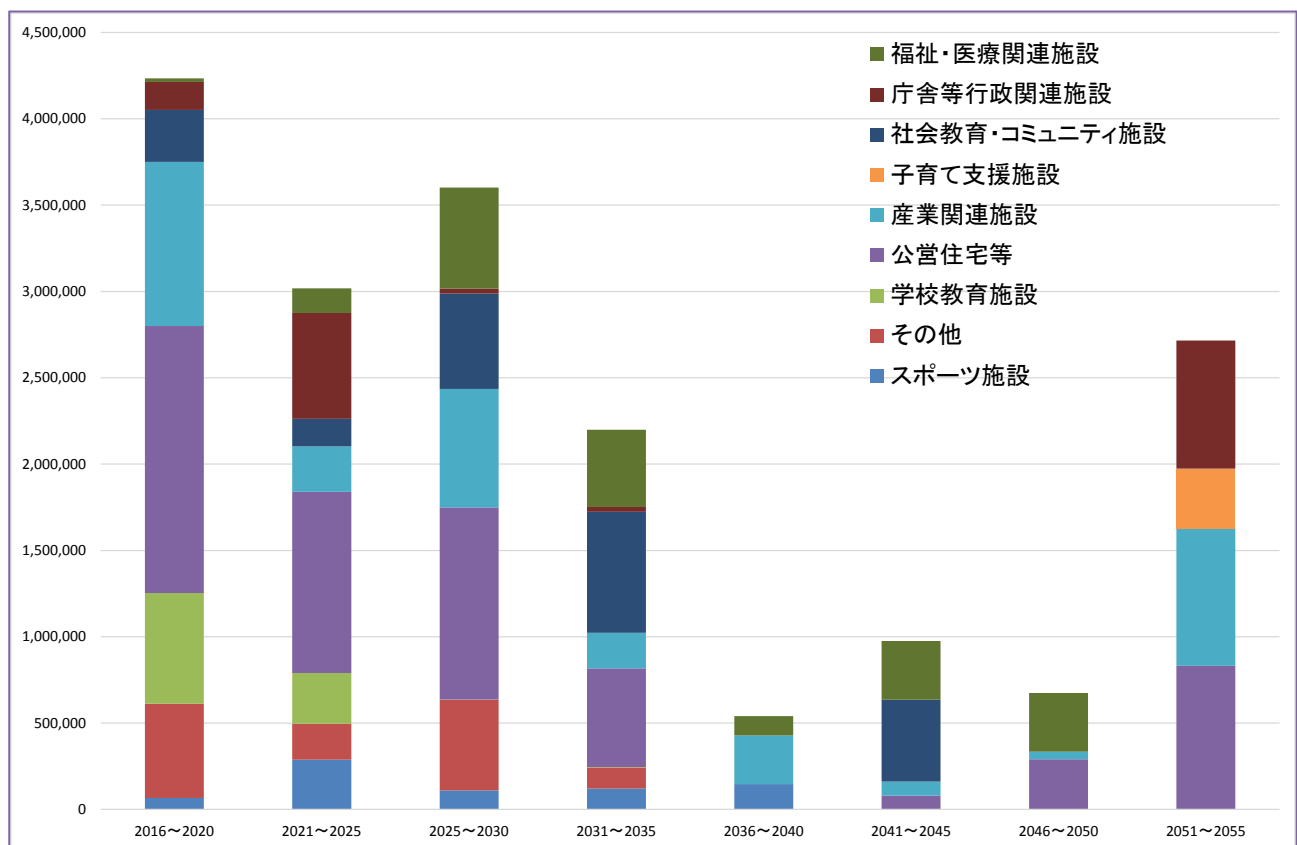
今後 40 年間、このまま公共施設を全て保有し続けた場合の更新額を試算したところ、既に耐用年数を超過した公共施設を含め、建物で約 180 億円となり年間平均で約 4.5 億円が必要となります。

公共施設等の問題を考える上で、建築物のみならず、インフラ施設（道路・橋りょう・上水道）の維持管理についても考慮する必要があります。これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

また、上下水道施設においては、普及による成熟度合いから、新規の投資拡大は想定されないものの、過去の設備投資の多くが他の公共施設よりもはるかに短期間に行われたこともあり、より短期間でその更新時期を迎えるため、住民に過度の負担がかかることになります。このように、これまでの手法のままではインフラ施設全てを更新していくことが明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

■本町の公共施設の資産更新必要額

(単位：千円)



※更新必要額：公共施設（建築物）が耐用年数を迎えた翌年に同様のものを建築したとしたときに見込まれる額。金額は固定資産台帳情報より算出し、取得価額が判明しているものは取得価額、判明していないものは再調達価額にて算出した。この計算はあくまでも試算であり、今後の想定は含んでいない。

4 人口減少が公共施設の資産更新に与える影響

(1) 総人口や年代別人口の今後の見通し（下川町 人口ビジョンより）

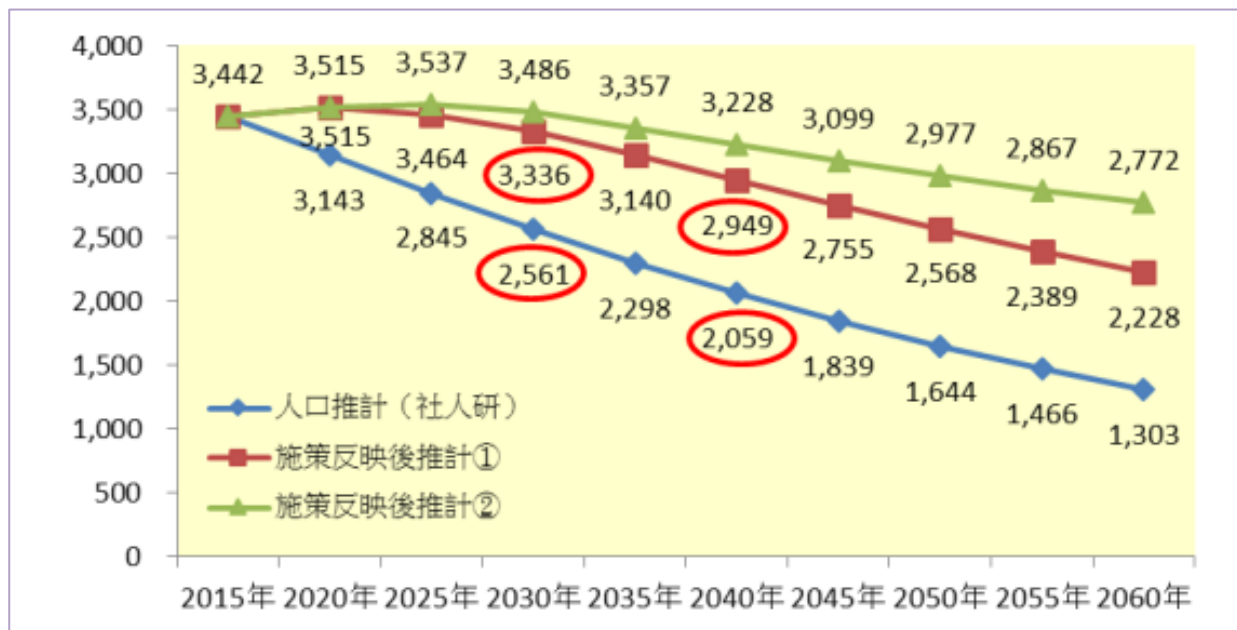
国立社会保障・人口問題研究所の調査結果に基づき、本町の人口を推計すると、現在（3,442人）比で2040年に40.2%減少、2060年で62.1%減少すると予測され、5年後（2020年）には「10人に1人（8.7%減少）」、10年後（2025年）には「5人に1人（17.3%減少）」、20年後（2035年）には「3人に1人（33.2%減少）」、30年後（2045年）には「2人に1人（46.6%減少）」が減少すると予測されます。

そのため、本町では、少しでも人口減少に歯止めをかけるべく「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服対策を図っているところです。

その施策の効果による独自の人口推計を行い、国（社人研）の推計と比較を行いました。地域課題（雇用・暮らし）に対応する「人口規模維持施策（ニーズ）」により、2030年（15年後）まで人口規模を維持（3,336人）し、2040年で推計人口約 2,000人を約 3,000人に抑制をすることを想定しています。（地域経済活性化策、雇用創出策、住民サービス向上策など）

■本町の人口予測（下川町 人口ビジョンより抜粋）

（単位：人）



(2) 人口減少による将来負担コストの増加

前述の通り、今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の更新額を試算したところ、建物で約 180 億円、年平均約 4.5 億円となります。

これを前述の施策反映後推計①の人口推移を基に、総人口での一人当たりの負担額の推移をみると、2055（平成 67）年には 2015（平成 27）年と比較して約 1.4 倍となります。

■人口減少も考慮した将来負担の推計

	2015 年 (平成 27 年)	2025 年 (平成 37 年)	2035 年 (平成 47 年)	2045 年 (平成 57 年)	2055 年 (平成 67 年)
年間平均必要更新額	4.5 億円	4.5 億円	4.5 億円	4.5 億円	4.5 億円
下川町人口推移予測※	3,442 人	3,464 人	3,140 人	2,775 人	2,389 人
下川町人口一人当たり負担額(円)	130,738 円	129,908 円	143,312 円	162,162 円	188,363 円

※出典：下川町 人口ビジョン

130,738 円 ⇒ 188,363 円 約 1.4 倍
(2015 年) (2055 年)

【参考】

①一般会計歳入状況（平成 23 年度～平成 27 年度）

○各年度実施事業にもよるが、平成 23 年度から平成 25 年度までは増加傾向。

○地方交付税は平成 24 年度をピークに減額傾向。

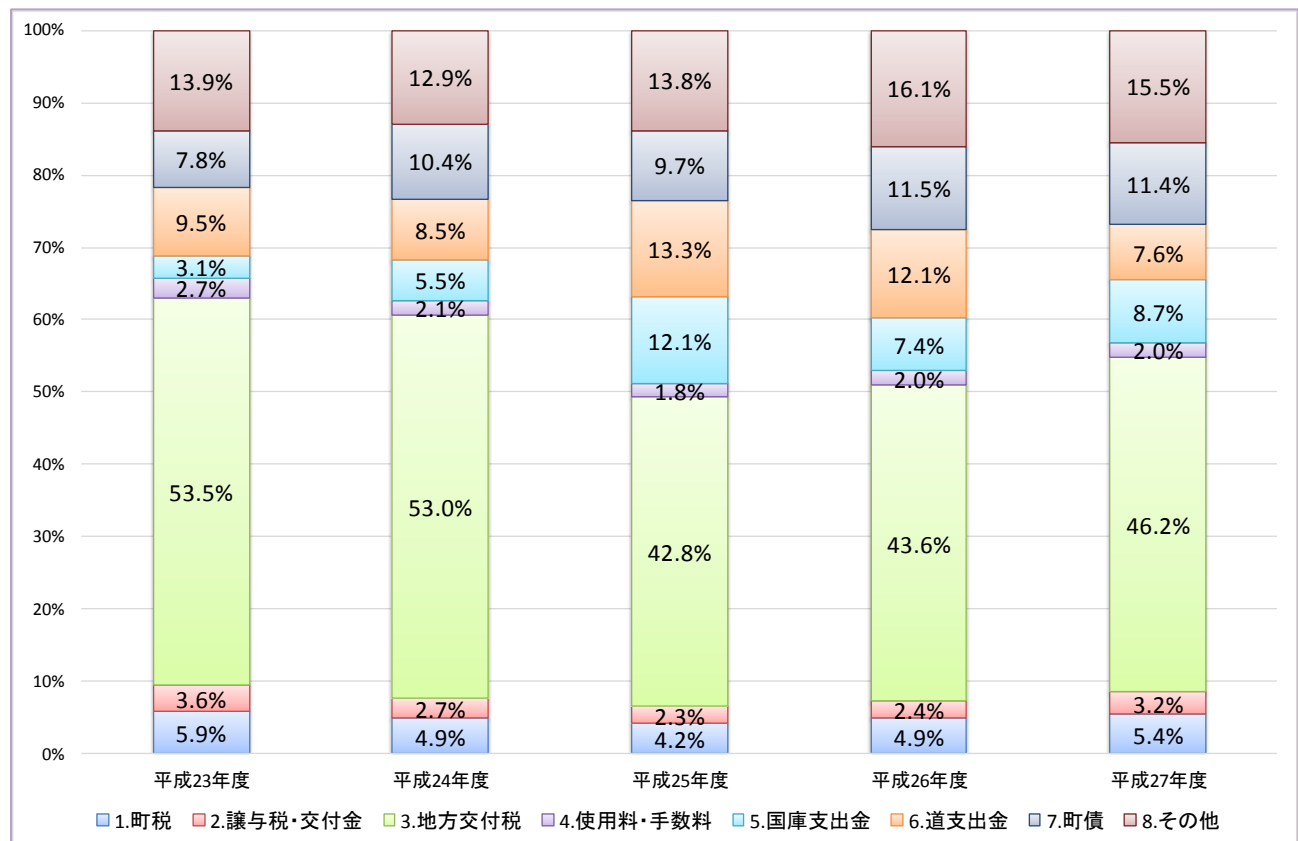
○町債の発行は平成 23 年度までは抑制していたが、平成 24 年度以降は事業投資により増加。

■歳入（決算額）の年次推移

（単位：千円）

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1. 町税	291, 612	290, 874	291, 353	308, 889	322, 027
2. 譲与税・交付金	178, 412	158, 416	158, 416	149, 751	188, 141
3. 地方交付税	2, 645, 264	3, 164, 025	2, 974, 583	2, 764, 835	2, 737, 909
4. 使用料・手数料	132, 644	123, 370	122, 411	125, 532	118, 575
5. 国庫支出金	151, 613	329, 249	842, 044	468, 396	517, 784
6. 道支出金	469, 968	507, 316	925, 469	765, 683	453, 028
7. 町債	388, 000	623, 300	672, 130	731, 228	677, 864
8. その他	690, 798	768, 987	960, 806	1, 025, 636	916, 138
歳入合計	4, 948, 311	5, 965, 537	6, 947, 212	6, 339, 950	5, 931, 466

■歳入の割合の年次推移



②一般会計歳出の状況（平成 23 年度～平成 27 年度）

○各年度実施事業にもよるが、平成 23 年度から平成 25 年度までは増加傾向。

○普通建設事業費は平成 25 年度をピークに、平成 26・27 年度と高い割合を占めている。

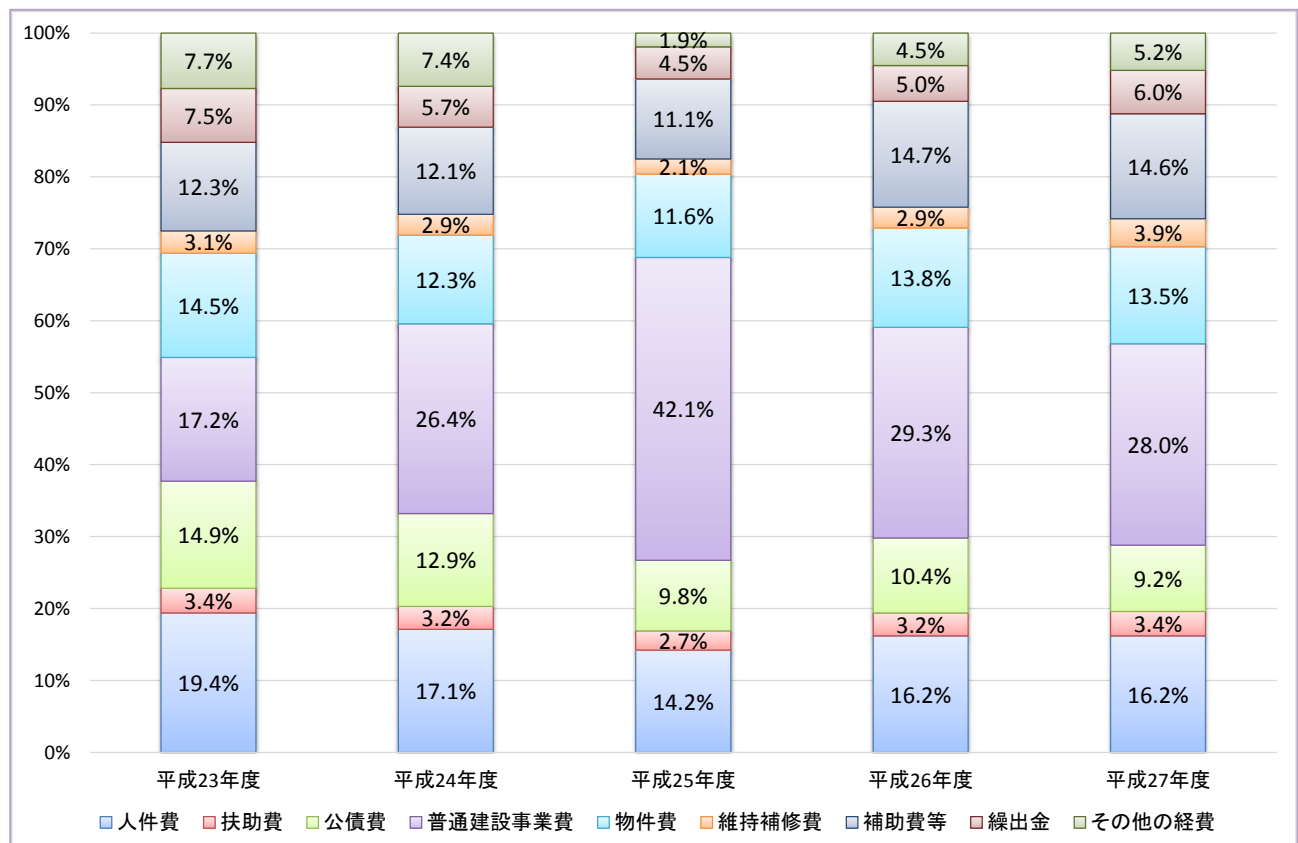
○補助費等は増加傾向。

■歳出（決算額）の年次推移

（単位：千円）

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
義務的経費	1,831,866	1,860,626	1,792,877	1,822,953	1,666,836
人件費	940,370	960,900	951,831	990,599	940,251
扶助費	166,510	178,891	181,179	197,464	194,868
公債費	724,986	720,835	659,867	634,890	531,717
普通建設事業費	835,119	1,481,656	2,834,260	1,795,052	1,619,474
その他の経費	2,183,149	2,263,751	2,097,210	2,510,239	2,502,279
物件費	704,347	691,603	782,857	847,330	784,088
維持補修費	148,217	161,587	141,704	175,041	223,093
補助費等	598,218	678,344	744,804	900,576	842,600
繰出金	362,249	321,521	305,524	306,927	345,317
その他の経費	370,118	410,696	122,319	280,365	307,181
歳出合計	4,850,134	5,606,033	6,724,347	6,128,244	5,788,589

■歳出の割合の年次推移



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間

計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設カルテを活用し、固定資産台帳、公有財産台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により入力を行い、公共施設の現状を把握できる状態とします。また、一元管理されたデータを庁内で共有することにより、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

なお、全体の取り組みや計画の進捗・管理については「行政改革推進本部」等で行います。

3 下川町の公共施設等の課題

（1）公共施設等の修繕・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。下川町が保有する公共施設（建築物）は、旧耐震基準（昭和 56 年以前）に建築されたものが、約 3 分の 1 を占めています。

これらの施設は、今後、大規模な修繕や更新（建替え等）の時期を迎えることとなりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、すべての施設の修繕や更新等に対応することはできず、必要性の高い施設まで安全・安心の確保ができなくなる恐れがあります。インフラ施設についても、老朽化の進行による橋桁のコンクリート剥離や路面の凸凹による事故、上水道・下水道管の損傷、それに伴う漏水による道路陥没など、安全、安心を確保した生活の継続ができなくなる恐れがあります。

（2）人口減少・少子高齢化社会への対応

社会経済情勢の変化に伴う、町民のニーズに対応した適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

これらの状況を背景として、施設需要にも変化が見られることが想定され、例えば、高齢者福祉関連施設の需要が高まる一方で、小中学校等の年少世代が利用する施設は、1 施設あたりの利用人数が低下することが予想されます。また、社会経済情勢の変化に伴い、新たな施設需要が生まれる可能性があります。

（3）逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方で、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの一定水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や

大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。

公共施設等の役割や利用状況等に基づき、個々の施設等の将来展望を検討するなど、各々の施設ごとに将来のコスト等を明らかにしていく必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状況を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検のほか、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率、役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。

※予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針より】

（３）安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設が生じた場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。

点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的な運用（利用）をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

（５）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。

実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、個別評価を行うなど、現状評価と今後の評価を踏まえ、十分な議論ののちに行います。

（６）建築物の耐震化に関する基本的な考え方

公共施設については、災害時の拠点施設や、避難所等としての役割を持つものも多いことから、その用途、規模、利用状況などを勘案し、必要に応じ耐震化を検討します。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。

なお、前述のとおり、全体の取り組みや計画の進捗・管理等については、「行政改革推進本部」等で行い、総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

① 職員一人ひとりの意識向上

公共施設等総合管理計画の推進には、職員一人ひとりが計画内容等を理解することが重要です。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、公共施設等の予防保全型維持管理や修繕、運営に関するコストの考え方に対する意識向上に努めます。

② 民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じ官民連携した取り組みを検討します。

このため、公共施設等の現況などを広く情報提供・公開に努めます。

③住民・議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりのあり方に関するものとなることから、住民及び議会への十分な情報提供等を行うよう努めます。特に、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、住民や議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施します。

④地方公会計制度（財務書類）との連携

平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、この固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を、公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進することとします。

5 フォローアップの実施方針（公共施設等総合管理計画の見直しの実施方針）

この計画の内容については、今後新たに策定する個別の長寿命化計画をはじめ、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行います。

また、公共施設等の建設や統合、廃止（取り壊し）等の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

（１）庁舎等行政関連施設

役場本庁舎は、築 40 年以上を経過している建物です。

防災拠点となることを踏まえ、耐震性や安全確保の観点を重視しつつ、今後、どの手法で更新するか検討を行います。消防庁舎は、役場庁舎と隣接した建物であることから、役場庁舎のあり方とあわせて検討します。

（２）福祉・医療関連施設

老朽化の高い施設については、すでに大規模改修や修繕を行い、長寿命化を図っています。今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるよう管理を行います。

（３）公営住宅等

計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいくことを基本とし、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。詳細計画については、「下川町公営住宅等長寿命化計画」「下川町住生活基本計画（住宅マスタープラン）」に基づき実施します。

（４）社会教育・コミュニティ施設

町民会館については、大規模改修にあわせ、図書室や児童館機能を入れるなど、転用や複合化を図っています。他の社会教育施設においても、その機能を他の施設等で担うことができないかなどを検討したうえで、改修時や更新時の対応を検討します。

また、各地域の会館については、老朽化が進んでいることから、随時改修整備を行い、同時に会館の統廃合・再配置の検討をしつつ、地域住民の総合的な地域活動の拠点施設として、安全性や利便性を図ります。

（５）スポーツ施設

スポーツ施設全般に老朽化が進んでおり、計画的な改修や修繕での長寿命化を図るとともに、各施設の利用状況を踏まえ、更新時の対応を検討します。

（６）学校教育施設

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校１校、中学校１校となっています。

いずれも耐震化工事が完了しており、今後は、計画的な改修や修繕で長寿命化を図ります。今後、児童・生徒数の推移、地域特性に考慮しつつ、余裕教室の有効活用などの検討を行います。

（７）産業関連施設

老朽化の高い施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図っています。今後も、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備等の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努めます。

2 インフラ施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

その他施設については、下川町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は 92 橋で、今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 25 年度に策定した「下川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 3 月に改正した道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

(3) 上水道

下川・一の橋簡易水道ともに給水開始から 40 年以上が経過し、施設・機械設備の老朽化が進行しているため、サンルダム建設計画などと連携した計画的な施設更新などを進めます。

また、導・配水管については、法定耐用年数（40 年）を経過した管路の割合が 4 割を占めており、重要度・優先度・耐震性を考慮し、計画的な更新に努めます。

(4) 下水道

下川浄化センターは、下水処理機能を維持するうえで重要な施設であり、老朽化した機器・設備の長寿命化対策を講じるため、平成 25 年度に策定した「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を進めます。

管路については、耐用年数を迎えるまでまだ期間があるが、調査・点検を通じた予防保全型維持管理に基づき修繕等によって長寿命化につなげます。

(5) その他

道路・橋梁・下水道のほかにも、公園・農業用排水路等多くのインフラを保有しています。これらインフラ系施設を適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に行い、長寿命化及びトータルコストの最小化に努めます。

下川町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

下川町総務課